

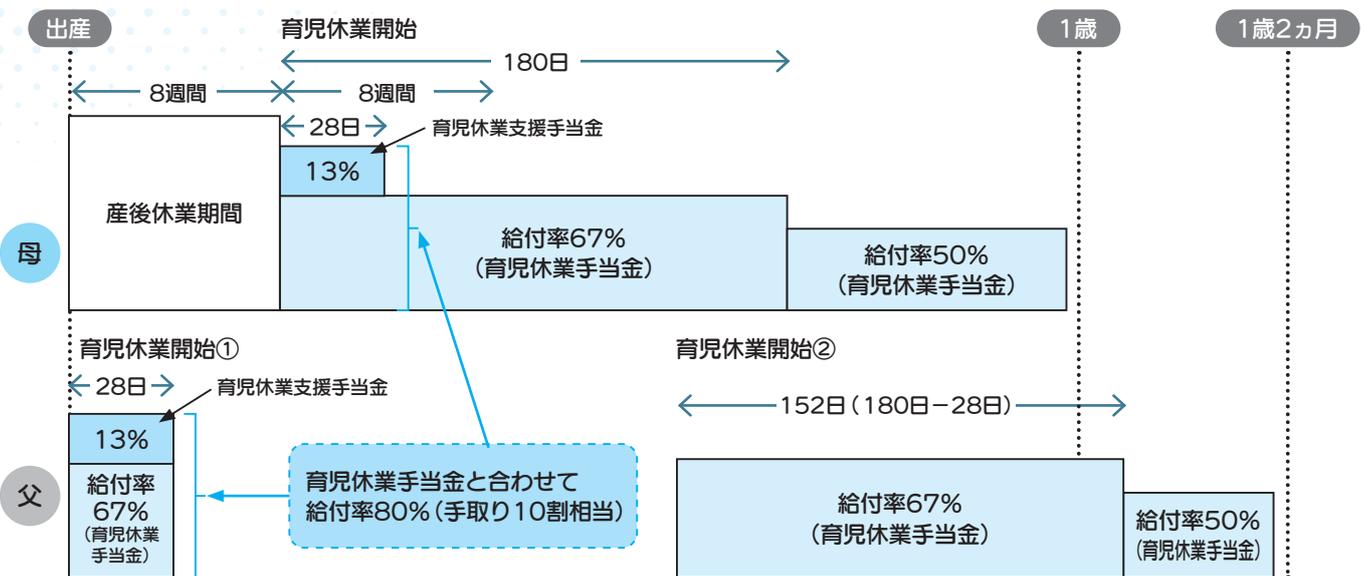
育児休業の新しい手当金が始まります

育児休業支援手当金について

令和7年4月1日以降に育児休業を開始した方で、下記の要件を満たしている場合は手当金を受け取ることができます。

- **支給対象期間** 男性：子の出生後8週間以内
女性：産後休業後8週間以内
- **支給要件** 組合員とその配偶者のそれぞれが通算14日以上育児休業を取得しているとき
- **支給額** 休業開始前賃金額の13%相当額(最大28日間)
※育児休業手当金と合わせて給付率80% (手取りの10割相当額) になります。

支給額のイメージ ※パパ・ママ育休プラス制度を活用した場合のイメージを記載しています。

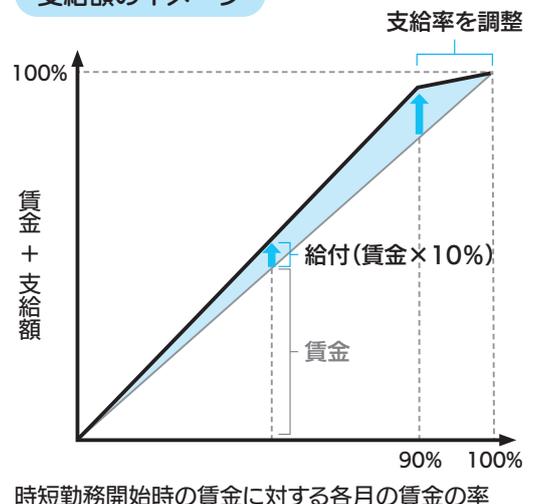


育児時短勤務手当金について

令和7年4月1日以降、2歳未満の子を養育するために育児時短勤務をしている方は手当金を受け取ることができます。

- **支給対象期間** 育児時短勤務開始日の属する月から、終了日の属する月まで
- **支給要件** 2歳未満の子を養育するために育児時短勤務を行うとき
- **支給額** 支給対象月に支払われた賃金額の10%相当額 (ただし、育児時短勤務開始時の賃金額を超えない範囲)

支給額のイメージ



お問い合わせ先

医療健康課 (医療給付係) TEL 029-301-1413